MIN-IREN
みんなと学ぶ日本国憲法

民医連新聞（1966年9月13日 第三種郵便物認可）
2026 11 月号

[民医連新聞発行所]全日本民主医療機関連合会　[発行人]入江敬一
〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F
TEL03-5842-6451　FAX03-5842-6460
URL https://www.min-iren.gr.jp



#05

9条を壊す政治 ①安保法制

今回伝えたいこと
- 憲法9条の下、自衛隊はあくまでも『防衛力』
- 安保法制で、自衛隊が同盟国アメリカと共に戦争遂行できるよう変貌

前回まで、憲法9条が制定され国民の圧倒的な支持を得て国政の基盤となった歴史的経緯を見てきました。今回からは、ここ10数年間の「立憲主義の破壊」ともいえる政治の経過をたどります。

自衛隊を海外派遣する1990年以降の流れの中、「国連平和維持活動のため」「対テロ作戦の後方支援のため」「人道復興支援活動のため」とじわじわとその活動範囲は拡げられてきました。とはいえ憲法9条は強力な歯止めとして政府をしばり、「自衛隊はあくまでも“防衛力”、すなわち防衛のための必要最小限度の実力部隊である」「したがって、自衛隊は決して“戦力”ではない」というギリギリの憲法解釈は維持され、海外派遣活動も「戦闘行為への参加」にまでは至りませんでした。権力の歯止めである憲法への態度として、一応謙虚な姿勢を保っていたこの政治を大転換したのは、第2次安倍政権でした。



自民党の中でも特に強硬な改憲論者だった安倍晋三首相は、この政治の姿勢そのものを敵視し、2014年7月に憲法解釈を変える、という閣議決定をしました。「これまでの憲法解釈を変え、憲法9条の下でも集団的自衛権の行使は容認される、と考えることにする」という決定です。集団的自衛権の行使とは、正確にいうと「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」のことで、要するに、同盟国アメリカの軍事作戦に参加することです。**「憲法9条が許している『自衛権の行使』というのは、日本に対する武力攻撃があったときに、これをはねのける他の手段がないときに、必要最小限度のレベルに限って実行できるものであって、日本が攻撃されてもいないのに、アメリカVS他国の戦争に参加することなど許されるわけがない」**という、それまで日本政府が一貫してとってきた憲法解釈を、突如ひっくり返したのです。そしてこの閣議決定に基づき、2015年9月に自衛隊が事実上の『戦力』として、集団的自衛権を行使して同盟国と共同で軍事作戦に従事できるようにする安保法制を成立させました。野党からの厳しい批判に正面から答えず、はぐらかし続け、数万人の市民が国会を包囲するデモで怒りを表明しても無視する、非民主的で不誠実な強硬政治でした。

憲法9条と真っ向から矛盾する安保法制の成立は、その後のなだれをうつような軍拡の決定的なきっかけとなりました。

いま国会は

「安保法制」11年
戦争したがる総理は…？

2015年8月30日、安倍政権による「安保法制」に反対して国会前に集まった12万もの人びとが「戦争したがる総理はいらない！」と声をあげました。9月19日に「安保法制」が強行採決されて以来11年、「安保法制の廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回」を掲げ、毎月19日行動が続いています。

今、トランプ政権の無法な戦争に対し、高市政権は、憲法9条で平和の実現を求めるどころか、アメリカと一緒に戦争するためミサイルを配備し、殺傷能力のある武器を輸出し、国民の病床は削減しながら、戦闘で負傷した自衛隊員の病床を確保しようとしています。今年の9月19日も国会前に1万5千人が集まりました。戦争したがる高市総理に、国民のいのちと平和を任せておいていいのでしょうか。

その権利は、憲法に。

基本的人権を紹介します

05

核兵器禁止条約と平和的生存権

核兵器禁止条約は、核兵器の使用が「壊滅的で非人道的な結末」をもたらすとして核廃絶を目指し、その開発、製造、保有、使用、核実験、核使用を示唆する威嚇など、あらゆる活動を全面的に禁止する国際条約です。

この条約は、2017年7月に採択、2021年1月に発効されました。2026年9月23日現在、批准した国は75か国、批准の前段階である署名した国は26か国で、合計101か国に上ります。

このように国連加盟国（193か国）の過半数が署名・批准するまで広がった核兵器禁止条約ですが、残念ながら、唯一の戦争被爆国である日本（なお、核実験やウラン採掘による被ばくは、他国でも発生しています。）は参加していません。日本政府は、米国の「核の傘」の下にあることを理由に、条約の締約国会議へのオブザーバー参加すらしていないのです。

しかし、核兵器の存在が、日本国憲法前文で謳われている「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）と相容れないことは明らかです。

日本政府には、憲法の平和主義の理念に従って、核兵器廃絶のために、核兵器禁止条約へ早期に批准することが求められています。

KENPO Q&A

Q 憲法擁護義務がある国会議員が、改憲を訴えてもいいの？

あなたの疑問をお寄せください

A 憲法99条には、天皇や国務大臣、国会議員、裁判官やその他の公務員の憲法尊重擁護義務が定められています。一方、憲法96条に憲法改正の手続きが定められており、議員が個人で改憲を目指したり、議論したりすること自体は否定されません。しかし憲法改正は、あくまでも主権者国民が改正の必要性を主体的に議論して世論が高まった際に実施すべきものです。主権者が望まない改憲を国会議員が勝手に前のめりに進めることは筋違いで、憲法尊重擁護義務に違反しているといえます。

ともうさ オスッ！ ケンポー道場



私の推し条文

「国同士の戦争を起こさない」と綴った前文

新居浜協立病院　薬剤科
岡　久美子


原水爆禁止世界大会で。右が筆者

第9条は戦争の放棄として馴染み深い条文ですが、日本国憲法の前文に注目してみると以下のように書かれています。“われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。”これはすべての国が平等に、倫理的ルールを守ることが求められているという意味であり、日本のみならず、世界との平等を綴ったこの箇所は、国同士の戦争を起こさない上で最も重要な宣言だと思います。

原水爆禁止2026年世界大会に参加してみて、各国の平和実現への取り組み、国境を越えた絆やお互いを思いやる心を感じることができました。他人事から自分事への志を持ち、日本国憲法を守り、平和を維持する努力を一人一人がすることが第一歩だと考えます。